

令和 年度 個人の町民税・県民税

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(あて先) 国見町長 令和 年 月 日提出	申請者	住所または所在地						
		氏名または名称および代表者						
		電話番号	() -					
特別徴収義務者指定番号			法人番号					
地方税法第 321 条の 5 の 2 及び国見町税条例第 46 条の 2 により 特別徴収税額の納期の特例について申請します								
特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以降の支給に係る給与所得および退職所得に対する特別徴収税額							
最近 6 ヶ月における給与を受ける者の数		R 年 月	1 ヶ月前	2 ヶ月前	3 ヶ月前	4 ヶ月前	5 ヶ月前	
	人数	人	人	人	人	人	人	
上記のうち、臨時に雇用している者の数	人数	人	人	人	人	人	人	
現在徴収金の滞納がある場合または最近において著しい納付遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由								
申請の日前 1 年以内における納期の特例承認の取消の有無および取消年月日	有 (令和 年 月 日取消) ・ 無							

(裏面もご覧ください)

納期の特例の概要

納期の特例は、町・県民税の特別徴収義務者で、給与の支払いを受ける者（総受給者）が常時10名未満である場合に、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができる制度です。

※納期の特例を受けようとする特別徴収義務者は、町長に申請し、その承認を受ける必要があります。

1. 特別徴収税額の納入時期

この特例の承認を受けた場合には、次の期限までに納入してください。

期 間	納 期 限
6月から11月までの徴収分	12月10日
12月から翌年5月までの徴収分	翌年6月10日

※納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が納期限となります。

2. 留意事項

- ① この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の給与からは毎月徴収してください。
- ② 退職、転勤、休業等の異動があった場合には、必ず異動届出書を提出してください。
- ③ 滞納や著しい納入の遅滞があるような場合については、納期の特例の承認を受けられない場合があります。
- ④ 滞納や納入の遅延等をされた場合、納期の特例の承認を取り消す場合があります。
- ⑤ 給与の支払いを受ける者が常時10名以上となった場合には、遅滞なくその旨を届出てください。

※この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月10日までに納入し、その後の特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

3. 申請書の書き方

- ① 特別徴収義務者指定番号は必ず記入してください。
- ② 人数の欄は給与の支払いを受ける者の人数を記入してください。

提出先 〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7

国見町 税務課 課税係 電話024-585-2778